



2025年6月25日

各位

会社名 株式会社スタジオアタオ
代表者名 代表取締役社長 瀬尾 訓弘
(コード番号：3550 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 管理部マネージャー 山口 敬之
(TEL：03-6226-2772)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 15,000株
(3) 処分価額	1株につき208円
(4) 処分総額	3,120,000円
(5) 割当予定先	従業員 3名 15,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員3名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計3,120,000円については本自己株式処分として当社の普通株式15,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を5,000株（50単位）付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は、下記「譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載のとおり本割当株式を概ね5分割し、それぞれ5年、10年、15年、20年、25年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、①本割当株式の5分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式A」という。）につき、2025年7月31日（払込期日）から2030年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間A」という。）、②本割当株式Aを除く本割当株式の4分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式B」という。）につき、2025年7月31日（払込期日）から2035年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間B」という。）、③本割当株式A及び本割当株式Bを除く本割当株式の3分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式C」という。）につき、2025年7月31日（払込期日）から2040年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間C」という。）、④本割当株式Aないし本割当株式Cを除く本割当株式の2分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式D」という。）につき、2025年7月31日（払込期日）から2045年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間D」という。）、⑤残りの本割当株式（以下「本割当株式E」という。）につき、2025年7月31日（払込期日）から2050年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間E」といい、譲渡制限期間Aないし譲渡制限期間Eを総称して又は個別に以下「譲渡制限期間」という。）、それぞれ、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

- ① 対象従業員が、譲渡制限期間Aに亘り、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Aの満了日において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。
- ② 対象従業員が、譲渡制限期間Bに亘り、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Bの満了日において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。
- ③ 対象従業員が、譲渡制限期間Cに亘り、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Cの満了日において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。
- ④ 対象従業員が、譲渡制限期間Dに亘り、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Dの満了日において、本割当株式Dの全部につき、譲渡制限を解除する。
- ⑤ 対象従業員が、譲渡制限期間Eに亘り、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Eの満了日において、本割当株式Eの全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間Eが満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社若しくは当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等承認日において譲渡制限が解除されていない本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当然に無償で取得する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である208円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上